

Beyond

ASAHI
Research Institute

2023. 3 vol.27

能力拡張への道

あさひ総研

監査役の職務と責任

令和5年度税制改正大綱

事業継続計画（BCP）と事業継続力強化計画

税込経理？税抜経理？

Focus

株式会社シーズ

News

あさひ通信

第212回 戦争は如何に終結するか

INFORMATION



CONTENTS

能力拡張への道

あさひ総研

- 01 ・事業承継
監査役の職務と責任
- 02 ・税制
令和 5 年度税制改正大綱～電子帳簿保存法～
- 03 ・経営
事業継続計画（BCP）と事業継続力強化計画
- 04 ・公益法人
税込経理？税抜経理？

Focus 株式会社シーズ

News

あさひ通信 第 212 回 戦争は如何に終結するか

INFORMATION

[Beyond] について

企業を取り巻く環境は、DX 化、新型コロナウイルスへの対応、人口構造の激変、AI やロボティクスをはじめとしたテクノロジーの進展により、これまで経験したことのない状況に遭遇しています。これまでの業界の常識や前提は通用しない時代、従前の枠を超えた思考が必要な時代になっていると感じます。あさひグループではこれまでの会計事務所の枠を超えて、経営者の皆様に役立つ情報を提供、活用頂きたいという思いを込めて『Beyond』を発刊いたします。

ブレイン・マシン・インターフェースの進化



能力拡張への道

統括代表社員 田牧 大祐

昨年 11 月末、ニューラリンク社※1 は、「Show and Tell」と題し、ブレイン・マシン・インターフェース※2 についての発表を行った。脳インプラントと言われる脳とマシンを直接つなぐデバイスを頭蓋骨に埋め込むというもので、いわばアニメ攻殻機動隊の脳化を具現化したようなものである。

デバイスは、ボタン電池強のサイズに 64 本の極細ワイヤーとワイヤー 1 本あたり 16 個の電極をもち、脳とマシンの通信は 1024 のチャンネルにより行われる。デバイス埋め込みのための手術用ロボットも量産化が進められている。

このデバイスを埋め込んだ猿が、頭でイメージしただけで、つまりテレパシーでキーボードの文字入力操作をする動画が「Show and Tell」で公開されている。また、以前には猿がピンポンゲームの操作をする動画もあり、将来的には人間の行動においても応用できる可能性を示唆している。

ニューラリンク社はこの技術を、神経障害のある人、主に視覚障害、聴覚障害、四肢麻痺などの改善に役立てるとしている。FDA（アメリカ食品医薬品局）の承認を得れば、人への埋め込みを 6 か月以内に開始するという。実現すれば、情報の双方向のインターフェースとして、神経障害のある人のコミュニケーションデバイス、運動機能を喪失した人の身体機能を代替するデバイスとしても機能する。

さらにその先には、頭でイメージしただけで、メタバース空間へ直接ダイブすることや、ネットワークに接続されている各種装置の操作や遠隔地のカメラの映像情報も直接取得することも可能となる未来を感じさせる。

ニューラリンク社のスタートは、AI の進化に対抗し、人もその能力を拡張させる必要があるというイーロン・マスク氏の発想と言われている。

現在、身体動作をアシストするパワーアシストスーツも多く由企业によって開発されている。足腰の弱い要介護者への自立支援、倉庫作業、建設作業における身体的負荷の大きい作業のための身体能力の向上まで、様々なシーンでの活用が広がっている。パワーアシストスーツと脳インプラントの接続も今後出てくるであろう。

Technology の進展とともに、人の能力拡張への道が出来ている。

※1 イーロン・マスク氏が、脳神経学、ロボット工学等の専門家らと共に設立した、脳とコンピューターのインターフェースの未来を創造する会社。

※2 BCI（ブレイン・コンピューター・インターフェース）とも呼ばれる。ヘッドマウントギアタイプの非侵襲式と頭蓋骨を切開し直接デバイスを埋め込む侵襲式がある。



監査役の職務と責任

取締役会を置く株式会社では監査役を設置しなければなりません（会社法 327 条 2 項）。中小企業でも取締役会を設置する会社は数多くありますので、監査役を務めている方々が多数いることとなります。法律の条文は難解であり、それゆえに、中小企業の監査役の位置づけが捉えづらい面もあります。本稿では、監査役の職務、責任について解説します。

なお、会社法（以下 会社法を法と記載）における機関設計（役員の配置）は多様ですので、取締役会と監査役（監査役会ではなく）設置の株式会社を前提としております。

<監査役の職務>

監査役は、取締役（及び会計参与）の職務執行を監査します。また監査役は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成します（法 381 条）。

取締役会は会社の業務執行の決定をし、取締役の職務執行の監督をする立場にあります（法 362 条 2 項）。また、代表取締役、その他取締役が業務の執行を行います。監査役による監査には、取締役の職務執行を監査する業務監査が含まれます。

監査役は、その職務を適切に遂行するため、役員、使用人、子会社役員、その他必要な者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければなりません。また、監査役の監査に協力するため、取締役または取締役会は、監査役の職務執行のために必要な体制の整備に留意しなければなりません（法施行規則 105 条 2 項）。

取締役会は監査役へ監査の協力が必要であり、監査役が監査を実施するための社内体制の整備をする必要がある他、取締役は株式会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役等へ報告する義務があります（法357条1項）。

この通り監査役は取締役等の職務の執行を監査し、取締役が不正行為・法令違反・定款違反・不当事実が認められるような場合には、遅滞なく、その旨を取締役に報告しなければなりません（法 382 条）。この他、監査役は原則として取締役に出席し、必要があると認めるときには意見を述べなければならないと定められています（法 383 条）。

<監査役の調査権限>

監査役は監査を遂行するため、下記のような権限があります。◎監査のため、いつでも取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人に対して事業の報告を求め、又は会社の

業務及び財産の状況の調査をすることができます（法 381 条 2 項）。

◎必要がある場合は、会社のみならず、その子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができます（正当な理由があれば断ることも可能です 法 381 条 3 項 4 項）。

◎取締役へ報告すべきことがある場合で、必要があると認めるときには、取締役会の招集を請求することができます（法 383 条 2 項）。

◎取締役が会社の目的範囲外行為や、法令等に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、取締役に對し、当該行為をやめることを請求することができます（法 385 条）。

<監査役の責任>

監査役と会社は委任の關係にあり（法 330 条）、監査役は善良な管理者としての注意を払って、取締役がその職務を果たしているかを監査する義務があります。そのため、監査役が注意義務を怠り、また職務を履行しないことで会社、第三者へ損害を与えた場合は、民法上はそれぞれからの損害賠償の責任を負うとされています。

会社法においては、法 423 条に、監査役は「その任務を怠ったときは、株式会社に對し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」ものと定めています。また法 429 条において監査役がその職務を行うにあたり悪意又は重過失があったときは、当該監査役は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うものと定めています。

なお非公開会社においては、その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができます（法 389 条 1 項）。

以上のように、会社法では監査役には職務と責任が課されています。

山形事務所
パートナー
公認会計士・税理士 広川 諭



2010 年 新日本有限責任監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）入所。事業会社を中心に会計監査業務に従事。2017 年 税理士法人あさひ会計に入所後はM&A支援、株価算定・シミュレーション、財務デューデリジェンス、税務相談（組織再編、グループ法人税制）を担当。

令和 5 年度税制改正大綱 ～電子帳簿保存法～

電子帳簿保存法（以下、電帳法）は、ペーパーレス化やテレワーク等の推進を図るための制度となっており、①電子帳簿等保存、②スキャナ保存、③電子取引に大別されます（図 1）。①と②については任意適用となっており、③については令和 4 年 1 月 1 日より義務化されています。今回は全ての事業者に影響する③の電子取引の改正案について取り上げます。

電磁的記録での保存は、令和 4 年 1 月 1 日から義務化されているものの、猶予措置として令和 5 年 12 月 31 日までには一定の要件のもと書面での保存も認められています。令和 6 年 1 月 1 日以降は、原則通り電子取引の取引情報に係る電磁的記録はデータで保存することとなり、書面での保存は認められない予定でしたが、令和 5 年度税制改正大綱にて新たな猶予措置が発表されました。

電子取引にはいくつかの保存要件があり（図 2）、今回の猶予措置ではその保存要件のうち、① 検索要件の緩和、② 電磁的記録の保存を行う者等に関する情報の確認要件の廃止の 2 点が講じられます。

①の検索要件の緩和は、保存義務者が税務調査時に電子データのダウンロードを要求された際、随時応じることができる場合には、検索要件のすべてを不要とする措置です。ただし、

(1)その判定期間における売上高が 5,000 万円以下である
(2)その電磁的記録の出力書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものに限る)の提示、又は提出の求めに応じることができる

この 2 つの条件のいずれかに該当する事業者が対象です。該当しない保存義務者は相当な理由がある場合を除き、検索要件を確保した電磁的記録によるデータ保存をする必要があります。

【図 3】の通り、新たな猶予措置と現行の猶予措置との違いは、書面で保存する場合でもダウンロードの求めに応じる前提として、データ保存が必要な点が挙げられます。そのため、検索要件以外の要件は満たす必要があることに注意が必要です。

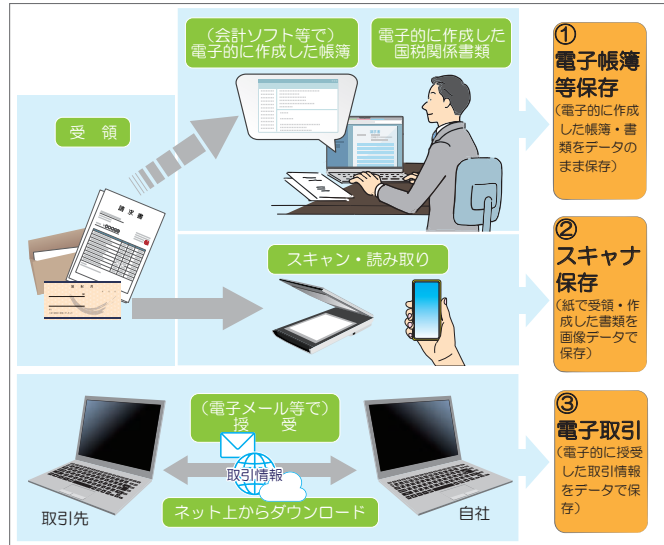


山形事務所
審査部
早坂 賢人

審査部にて従事。決算書や申告書のチェックを日々行う。



【図 1】電子帳簿保存法上の区分（イメージ）

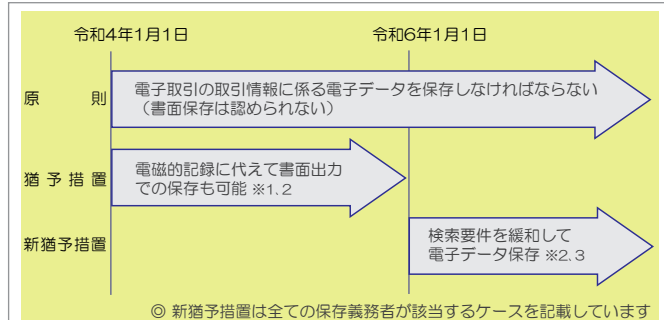


※参考／国税庁 電子帳簿保存法が改正されました R3.05

【図 2】電子取引の保存要件

	要 件	概 要
①	電子計算処理システムの概要を記載した書類の備付け	自社開発のプログラムを使用する場合に限る
②	見読可能装置の備付け等	- 電子データの備付・保存をする場所に電子計算機・プログラム・ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備付 - 電子データをディスプレイの画面及び書面に整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力できること
③	検索機能の確保	- 取引年月日・取引先を検索条件として設定 - 日付又は金額に係る記録項目についてはその範囲を指定して条件を設定 - 二以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定
④	改ざん防止措置	次のいずれかの措置を行う - タイムスタンプが付された後の授受 - 授受後2か月以内にタイムスタンプを付す - データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除が出来ないシステムの利用 - 訂正削除の防止に関する事務処理規程の備付（国税庁HPにサンプル有）

【図 3】改正電子帳簿保存法の猶予措置



※1 所轄税務署長から電磁的記録で保存できなかったことについてやむを得ない事情があると認めること

※2 税務調査時に整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面の提示・提出をすることができること（新猶予措置の場合、取引年月日及び取引先ごとに整理が必要）

※3 電子データのダウンロードの求めに応じること



大地震や災害等の報道があるたびに、事業継続計画（BCP）が話題に上がります。大手企業との取引がある場合は事業継続に関する調査を依頼される事もあり、既に計画書を作っている組織や、新型コロナ対策としての計画書を策定した会社も多いのではないのでしょうか。国や地方自治体でも事業継続計画の策定を推奨しており、作成方法や事例が公表されています。例えば、中小企業庁の「中小企業BCP策定運用指針」では、以下の作成ガイドラインがあります。

入門コース	1. はじめに	
	2. 平常時のBCPの策定	基本方針と運用体制 BCPの様式類 4業種における記載例 事前対策の検討
	2. 緊急時のBCPの体制	
	2. 平常時のBCPの運用	

更に「基本コース」「中級コース」「上級コース」と内容の充実を図るステップもあり、じっくりと取り組めば各段階の計画書が出来上がります。この中には「財務診断モデル」という建物や設備の価格、決算書等を用いて復旧費用を想定するフェーズもあり、様々な観点から事業の継続・復旧の想定ができます。

計画づくりに着手した場合、初期段階で迷うのが「どのような災害を想定するか」です。地震大国の日本では「地震」を想定し事業継続計画を策定する例が多かったのですが、近年頻発する豪雨災害では地震と異なる事前対策や計画が必要であることがわかってきました。「地震」か「豪雨」か、理想的な答えは「両方必要」なのですが、事業拠点の状況に応じてどちらか一方で計画を作り、後にもう一つの災害に備えるというアプローチが良いと考えます。

ところで事業継続計画書が完成すると対策は万全といえるのでしょうか。この3年間、多くの介護事業所では新型コロナウイルスに感染した場合の計画書を策定しており、私も支援したケースがあります。その事業所でも運悪くクラスターが発生し、厳しい事業運営を強いられた時期がありました。後に事業所の方々に何うと「事業継続計画書は全く見なかった」「計画書を見るゆとりがなかった」という意見と、「事前に計画書作りをしていたので想定は出来ていた」「計画書の内容とは異なる対応をとったがそれも選択肢の1つだった」という意見が同時に返ってきました。計画書そのものよりも、災害が起きた場合を想定したことが役に立ったようです。更に計画書を有意義な内容とするためには、計画に沿った訓練

事業継続計画（BCP）と 事業継続力強化計画

をすることと、その訓練結果を踏まえて計画書を改訂することが必要だったでしょう。「中小企業BCP策定運用指針」にも下図のように、テスト、維持・更新が必要であることが記載されています。

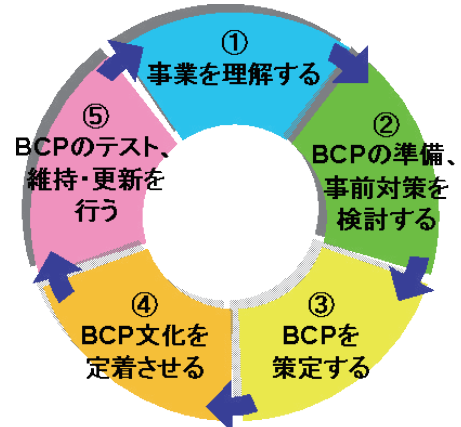


図 BCPの策定・運用サイクル（中小企業庁 HP より）

事業継続計画の必要性は分かるが大変だ、荷が重いという場合には、「事業継続力強化計画」に着手するという方法もあります。これも中小企業庁のHPに手引きが掲載されています。事業継続計画よりも比較的簡単に作成可能で、認定を受けることにより税制措置や金融支援、補助金の加算などの支援策が受けられます。また、更に容易な計画策定のガイドラインが山形県、宮城県等のHPで公表されています。これらを用いて組織内の主要な方々が災害対策の共通認識を持つことが、計画策定のスタートとなるでしょう。



株式会社旭ブレインズ
代表取締役
松尾 孝之

生産現場改善支援やマネジメントシステム構築運用支援など、中小企業の経営コンサルティング業務に幅広く従事する。

税込経理？税抜経理？

令和5年10月から、消費税等の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式」（いわゆる「インボイス制度」）が開始されます。免税事業者である公益法人が、適格請求書発行事業者を選択して、消費税の申告・納税をすることもあるかと思います。消費税の課税事業者となった場合には、会計処理の検討が必要になります。

消費税の会計処理方法として、税込経理と税抜経理の2つの方法が認められています。税込経理は、消費税を「取引価額」に含めて会計処理する方法、「税抜経理」は、消費税を「取引価額」に含めずに会計処理する方法です。例として、水道代 11,000 円（税抜価格 10,000 円、消費税額 1,000 円）の支出があった場合、下記のような仕訳で記帳されます。

税込経理の場合

水道光熱費	11,000 円	現金預金	11,000 円
-------	----------	------	----------

税抜経理の場合

水道光熱費	10,000 円	現金預金	11,000 円
仮払消費税 （貸借対照表の科目）	1,000 円		

それぞれのメリット・デメリット

税込経理のメリットは、処理が簡単であることです。消費税が課税されていない事業者については、税込経理が適用されます。

デメリットは、期中の損益把握がしにくいという点です。期末になって消費税が確定し、損益に反映させるため、損益が大きく変動する可能性があります。また、税抜 98,000 円の資産を購入した場合、税抜経理の場合は取得価額が 10 万円未満のため、全額を取得した事業年度の損金として処理できますが、税込経理の場合は取得価額を 107,800 円と認識するため、固定資産として処理することになります。そのため、償却資産税の申告にも影響し、税抜経理した場合に比べて納税額も増えることとなります。

一方、税抜経理のデメリットは、仕訳の処理が煩雑になることが挙げられます。ただし会計ソフトを利用していれば、自動で消費税を計算して上記のような仕訳や伺いを作成してくれますので、ソフト導入済みであれば影響は軽微です。

公益認定法人や、公益目的支出計画中の一般社団・財団法人のうち、収入の多くを補助金や会費で賄われている

場合、それらの収入は消費税が課税されないため収入額の満額で計上されますが、税抜経理をした場合は、経費については、税抜の金額で計上されることになりますので、収支相償や公益目的支出計画の達成について不利になる可能性があります。

内閣府所管の一部の公益法人を調査したところ、81% が税込経理を採用しているという結果があります。また他の非営利組織においても、免税事業者が多いこともあり税込経理を採用している法人が大多数です。なお、2月3日に内閣府大臣官房公益法人行政担当室長より、各都道府県公益法人行政担当部長あてに下記内容の周知を依頼する通知が出ています。

- インボイス制度導入後も税込方式を従来どおり継続採用しても差し支えない
- インボイス制度導入に伴い、税込方式から税抜方式に変更した場合、過年度取得の固定資産の簿価修正（税込価格→税抜価格へ）をしないことができる。注記においても会計処理方針変更に関する影響額の記載をしないこともできる。

不明な点等ありましたら、担当者までご相談ください。



山形事務所 経営支援 DX 部
チームマネージャー 柴田 憲吾

一般の事業会社のほか、公益法人アドバイザーとして公益法人も担当。社内外のIT化、DX化、業務改善を進めている。



Focus

日本料理の神髄と共に
独創的で質の高い価値を提供します

株式会社シーズは宮城県仙台市北部にある泉中央で日本料理店を創業。今年で20年になります。

日本料理は食材の鮮度と品質がそのまま料理の本質に反映する料理です。よい素材を探し、その素材の最高に美味しい時を見極め、食材の真味を引き出す料理を目指しております。



Japanese restaurant 日本料理

株式会社シーズ

https://seeds-w.com

宮城県仙台市泉区泉中央1丁目9-4 1F

TEL.022-371-5667



Seeds Of Happiness しあわせの種をまこう

創業当時より、他の飲食店様との差別化を図るべく、あえて人通りの少ない場所に店を構え、隠れ家としてスタートさせました。



一つは虎ふぐ料理。20年前、仙台ではなじみがなかった料理ですが、今では当店の看板メニューです。



私どもの目標はとてもシンプルで、店を出た後に、「やっぱりシーズに来てよかった」そんな本音が聞ける事。そのために日々研鑽しております。

20年という年月の間、常にお客様からの支持を得られ、お客様の期待を上回る店づくりをするために、情報収集・分析、柔軟な発想に基づき、斬新なアイデアを出し、お客様のニーズを創り出す工夫をまいりました。

その中から2つをご紹介します。



二つめは仕出し料理。

ご高齢のお客様に料理を運びたいと思い、仕出しを始めたところ、コロナの影響もあり需要が高まっています。また、お食い初め料理の仕出しは SNS 映えるということもあり、若いご夫婦からも多くの注文をいただいております。

探求と開拓

お店を構えただけではお客様は来ません。コロナの影響はまだまだ続いておりますが、いま何をすべきか、また何を大切にしていけるか、これからも情熱をもって行動し、この難局を突破していきたいと思っております。

◎セミナーレポート◎
「社員と取り組むリスクリング ～あさひ会計グループの取り組み～」セミナー

NHKの番組「クローズアップ現代」2月8日放送「収入アップ?いつ学ぶ?リスクリングは職場に浸透するか」の回で、あさひ会計グループのリスクリングの取り組みが紹介されました。

放送後の2月22日に、「社員と取り組むリスクリング～あさひ会計グループの取り組み～」をテーマにWebセミナーを開催し、全国から80名近くの方にご参加いただきました。

セミナーでは、実際にあさひ会計グループで行ったリスクリングの取り組みをステップごとにご紹介するとともに、皆さまから事前にお寄せいただいたリスクリングやRPAに関するご質問に対して、講師の田牧と柏倉が、経営者と従業員、それぞれの目線から回答するQ&Aセッションを行いました。

参加者の皆さまからは次のようなご感想が寄せられました！

- リスクリングを実践した経営者と従業員双方の生の声を聞くことができて参考になった。
- 就業時間内に行うこと、実践の場を確保するのがリスクリング成功のポイントと感じた。
- 2時間の作業が6分になるという事例は今後RPAに取り組むモチベーションとなる。
- リスクリングは人づくり、組織づくりだと強く感じる機会になった。

今後、最新のテクノロジーは中小企業にとっても身近なものとなり、企業におけるデジタル人材確保のためのリスクリングやDXの取り組みは欠かせないものとなってきます。

あさひ会計グループでは毎月リスクリングやRPAに関するセミナーを開催しておりますので、ご興味のある方はぜひご参加ください。

株式会社ASAHI Accounting Robot研究所 ◆セミナー申込受付中◆

～リスクリングの第一歩～はじめてのRPA 【講師】エンジニア 柏倉佑美

生産性向上や業務効率化の切り札として注目されてきた RPA が今、企業のDX 化を推進する「リスクリング」のツールとして再び注目を集めています。「リスクリングやDX について最近よく耳にするけど、具体的に何を始めたらいい?」という方の第一歩を後押しします。

- 【プログラム】
- ・Windows10・11 ユーザーは無償で使える RPA 「Power Automate for desktop」とは
 - ・企業における RPA 活用事例、リスクリング事例から学ぶ
 - ・Power Automate/Power Automate for desktop 自動化デモ

【こんな方におすすめ】

- ＊RPA 何ができるのかよく分からない
- ＊他社ではRPAをどのように活用しているのか知りたい

参加者の声

他社のRPA活用事例を見て自社の業務での活用イメージが沸いた。

少人数開催なので自分の知りたい点や疑問について気軽に質問できた。

お申込はこちら



会場や開催日時は10ページのセミナー案内をご覧ください。

リスクリング経験者で現Microsoft MVPによる”現場のリスクリング”セミナー 【講師】テクニカルエバンジェリスト 大澤明日香

DX やデジタル改革を担う人材を育てる方法として注目の「リスクリング」。デジタル分野のリスクリング体験を持ち、現Microsoft MVPの講師が学習のはじめ方や成功の秘訣をお伝えします。

- 【プログラム】
- ・リスクリングとは
 - ・リスクリングのはじめ方
 - ・実践事例の紹介

【こんな方におすすめ】

- ＊会社でリスクリングを導入し社員のスキルや 業務の質を向上させたい
- ＊リスクリングに取り組む中だが課題を感じている

参加者の声

自社でリスクリングを進める際に感じていた障壁が何なのか理解でき、解決の糸口が見えた。

リスクリングは会社全体で取り組むべきものだと思えて実感した。

お申込はこちら



会場や開催日時は10ページのセミナー案内をご覧ください。

事務スタッフが始める!自動化・デジタル化Webセミナー 【講師】テクニカルエバンジェリスト 大澤明日香

事務スタッフ一人ひとりが自動化ツール・RPA を使い、繰り返し作業から解放されることでより自由に、人らしく輝ける職場づくりが加速します。

- 【プログラム】
- ・自動化ツール Power Automate と Power Automate for desktop とは
 - ・無償版と有償版の違い
 - ・ライブデモ（操作実演）
 - ・当社サポートメニューのご紹介

【こんな方におすすめ】

- ＊日々の業務を自動化して時間を有効に使いたい
- ＊プログラミング経験はないが自分で開発を行ってみたい

参加者の声

Power Automateがどんなものかネットで検索しただけでは分からない情報を得ることができた。

初心者だがフロー作成の実演を見て自分でもやってみようと思った。

お申込はこちら



【Webセミナー/Teams】
3月14日(火) 14:30~16:00
4月21日(金) 14:30~16:00
参加費無料※定員30名



ロボ研のHPが新しくなりました！



ロボ研 YouTube 配信中・・・



戦争は如何に終結するか

公認会計士・税理士

栗田 健一



『戦争はいかに終結したか』（中公新書）で石橋湛山賞を受賞した千々と泰明氏（防衛省防衛研究所）の講演を聞いた。ロシア軍によるウクライナ侵攻から 1 年が経つが、この宣戦布告なき戦争は、プーチンの短期決戦の思惑が外れたことにより着地点が見えない膠着状態に陥っている。戦争を開始するのは簡単だが、終わらせるのは容易ではない。ウクライナ問題は、台湾有事の怖れをかかえる日本にとっても対岸の火事では済まされないだろう。

千々和氏によれば、戦争終結のポイントは「将来の危険」と「現在の犠牲」とのバランスだという。

(1) 将来の危険＞現在の犠牲であれば、現時点でどんな犠牲を払っても「紛争原因の根本的解決」を図らなければならない。第二次世界大戦では、ナチズムの存続による将来的危険性は如何なる犠牲を払っても徹底的に打ちのめさなければならず、「根本的解決」に突き進んだ。

(2) 将来の危険＜現在の犠牲であれば、「妥協的和平」を図り「現在の犠牲」を回避するだろう。朝鮮戦争においては、朝鮮半島北部の共産化が重要同盟国（韓国や日本）にただちに波及したり、アメリカ本土が共産側の脅威に直接さらされる危険はなく、中国やソ連との全面対決による犠牲の甚大化をおそれたアメリカは、当時の韓国大統領李承晩の反対を押し切って韓国による朝鮮統一を断念して 38 度線での休戦協定による「妥協的和平」を選択した。

先の大戦で日本は、ポツダム宣言を受諾して無条件降伏し、「紛争原因の根本的解決」の極に近い戦争の終結となったが、アメリカはヨーロッパにおいて大量の血が流されたこともあって日本本土戦を避けたかったこと、及びソ連を排除したかったこともあって無条件降伏政策を修正した。この時点では「将来の危険」≧「現在の犠牲」だったと千々和氏はみている。

さて、ロシア・ウクライナ戦争の今後の行末だが○「紛争の根本的解決」・・・ロシアによるウクライナの完全属国化は、ウクライナの抵抗と西側の支援により失敗した。といって現実的にはウクライナがロシアを攻め滅ぼすことは考えられないため、收拾が付かずに混乱が長期化することが見込まれる。

○「妥協的和平」・・・①ロシア軍のウクライナからの完全撤退・領土回復。その為にはウクライナの軍事的勝利が必要だが、専制国家である限りロシアはウクライナからの完全撤退の決断ができないだろう。核兵器使用の懸念も残る。②東部・南部の 4 州をロシアに併合してウクライナの主権排除。いわゆる「冬戦争」型（1939 年ソ連がフィンランドに侵攻。フィンランドは独立を守ったものの、講和条約により領土の一部が割譲された。）の和平には、ウクライナも西側も納得しない。③2/24 以前の状態になればウクライナは OK か。ゼレンスキー大統領も以前は 2/24 ラインを目標にしていたが、その後クリミア半島を含む完全撤退を主張。朝鮮戦争では 38 度線が落としどころになったが、今般の戦争で 2/24 ラインは落としどころになるのか。

台湾有事が起きてしまったら、どう終結させるかが難解だ。核を持っている大国中国に対して「根本的解決」はなく「妥協的和平」を図るしかない。中国に妥協してもらうには日本はどこまで譲歩できるのか、どこまで耐えられるのか？日・米・台湾が劣勢であれば厳しい結果となる。まずは中国の台湾進攻を起こさせないことが最重要だ。

ウクライナとロシアとでは人口・経済力・軍事力で圧倒的な差があるにもかかわらず、西側の支援があるとはいえウクライナは善戦している。それはウクライナにとっては祖国防衛戦争であり、国民の大多数がロシアを追い出すまでやる覚悟なのに対し、ロシアの国民にとっては何のための戦争なのか目的や価値観が共有されていないためだ。さて、日本人の何%が祖国防衛を支えるのだろうか。

SEMINAR

あさひ会計ホームページの What's New 「セミナー情報」をご覧ください。
会場◆【山形】あさひ会計山形事務所 【仙台】あさひ会計仙台事務所

『成長戦略・事業承継 個別相談会』

参加費：無料

現在の悩み・課題に応える手法として「M&A」を検討してみませんか。
M & A・事業承継に詳しい税理士・コンサルタントが個別にご相談承ります。

共催／日本 M & A センター

◎各会場先着 5 組様限定、完全予約制
※Zoom を利用した WEB 形式の面談も可能です。

ご案内 H P



【山 形】

3 月 9 日 (木)
4 月 6 日 (木)

【仙 台】

3 月 17 日 (金)
4 月 18 日 (火)

◆時間：各会場共通
① 9:00 ②10:30 ③13:00 ④14:30 ⑤16:00

『リスクリテラシー経験者で 現 Microsoft MVP による 現場のリスクリテラシーセミナー』

参加費 無 料

DX やデジタル改革を担う人材を育てる方法として注目の「リスクリテラシー」。
デジタル分野のリスクリテラシー体験を持ち、現 Microsoft MVP の講師が学習のはじめ方や成功の秘訣をお伝えします。

講師：株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所
テクニカルエンジニアリスト 大湊明日香

◎プログラム▶・リスクリテラシーとは
・リスクリテラシーのはじめ方
・実践事例の紹介

【Web セミナー／Teams】

3 月 8 日 (水) 15:00 ～ 16:00
4 月 12 日 (水) 15:00 ～ 16:00



申し込みはこちら

【山 形】

3 月 15 日 (水)
4 月 12 日 (水)

【仙 台】

3 月 13 日 (月)
4 月 10 日 (月)



申し込みはこちら

◆時間：各会場共通 14:00 ～ 15:00

『新入社員研修』

主催／株式会社旭ブレインズ

参加費：お一人様 ¥22,000

社会人の基礎を身につけ、現場で即実践できる！
新卒新入社員を対象とした研修プログラムです。 ※詳細は、同封のチラシをご確認ください。

対象◆新卒新入社員

◎プログラム概要：
●オリエンテーション ●「仕事とは何か」を考える ●企業経営の目的
●社会人としてのマナー ●仕事のすすめかた ●3 ヶ月間の行動計画

【山 形】

4 月 4 日 (火)・5 日 (水)
定員◆30 名※定員に達し次第締切

【仙 台】

4 月 6 日 (木)・7 日 (金)
定員◆12 名※定員に達し次第締切

◆時間：各会場共通（両日） 9:30 ～ 16:30



ご案内 H P

YouTube 動画配信中

役立つ＜税＞の情報を分かりやすく配信。限定公開です。

あさひ会計ch



https://bit.ly/3Nt0xb9

現在公開中のタイトルはこちら

【確定申告】①ふるさと納税について
【確定申告】②様式の変更点（申告書 A の廃止）
【確定申告】③様式の変更点（公金受取口座の登録）
【確定申告】④マイナポータル連携の初期設定
【確定申告】⑤給与所得の源泉徴収票
カメラ読み取り機能

【インボイス制度】
①制度の概要
②検討対象者について
③適格請求書発行事業者の判定フローチャート
④免税事業者の検討事項

【年末調整】
①年末調整の変更点
②年末調整の注意点
③年末調整の注意点
（住宅ローン控除）

ぜひご覧ください！

◎あさひ会計グループからのお知らせ◎

誠に勝手ながら、4月7日(金)午後は社員研修のため、あさひ会計グループ全事務所にて所員不在となります。お問い合わせ等は担当者へ直接ご連絡くださいますようお願いいたします。ご不便・ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。



株式会社シーズ (P7 参照)

Beyond vol.27

2023 年 3 月 発行

発行元／あさひ総研

山形 〒990-0034 山形市東原町 2-1-27
TEL : 023-631-6521

仙台 〒980-0804 仙台市青葉区大町 1-1-30
新仙台ビルディング 4F
TEL : 022-262-4554

<https://asahi.gr.jp>